

## 介護ロボット導入支援事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、栃木県介護人材緊急確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護ロボット導入支援事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であるが、市場化されて間もない状況にあるものが多く、価格が高額である。そのため、広く一般の介護事業所における取組の参考となるよう先駆的な取組に対して支援を行うことにより、介護環境の改善に資するとともに、介護ロボットの普及を促進することを目的とする。

### 3 交付対象者

県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）

### 4 補助事業の内容

#### (1) 補助事業の概要

介護サービス事業所等での移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援において、介護従事者の負担軽減や業務の効率化などの効果がある介護ロボットの導入に対し、1機器につき導入経費の2分の1（補助限度額10万円）を補助する。

#### (2) 機器の対象範囲

次のアからウの全ての要件を満たす介護ロボットであること。

##### ア 目的要件

日常生活における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

##### イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

(ア) ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

#### ウ 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース・レンタルできる状態にあること。

### (3) 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画

#### ア 計画の作成

介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成する。当該計画については、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。(交付要領第3条に定める事業計画書(別紙2-2)に記載すること。)

#### イ 導入効果の報告

(ア) 導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。(別記1 導入効果報告書に記載すること。)

例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者(利用者)の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護サービス事業所等の参考となるべき内容

(イ) 導入後の3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告すること。

### (4) 補助額等

#### ア 補助額

1機器につき導入経費の2分の1(補助限度額10万円)を補助する。

レンタル・リースの場合の補助対象経費は、初期費用の当該年度のレンタル・リース料の総額とする。

#### イ 補助対象から除くもの

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 交付決定前に購入又はリース・レンタル契約を締結したもの

#### ウ 一回当たりの限度台数

(ア) 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。

(イ) 在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

なお、利用定員数のないサービスについては、1日の利用限度人数を利用定員数とみなす。

※ 上記(ア)又は(イ)で求められた数値の小数点以下を切り上げた数値を限度台数とする。

#### エ 介護ロボット導入計画との関係

一計画につき、一回の補助とする。

## 5 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。
- (2) 本事業に係る実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

## 6 その他

- (1) 予算額に限りがあるため、申請書は先着順に受け付ける。
- (2) 交付決定前に購入又はリース・レンタル契約を締結したものは補助対象としない。
- (3) 交付要領第5条に基づき、補助事業の内容又は20%を超える経費配分の変更を行う場合や、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、必ず所定の申請を行うこと。
- (4) 交付要領第4条(5)の知事が定める期間は、5年間とする。

### 附則

この要領は、平成28年5月10日から適用する。

別記 1

介護ロボット導入効果報告書

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業者名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名	
介護ロボット導入時期	導入台（セット）数	
平成 年 月 日		
介護ロボットの使用状況 （日々の活用状況等）		
介護時間の短縮		
直接・間接負担の軽減効果		
介護従事者の満足度		
利用者の満足度		
その他		

※ 必要に応じて、日々の活用状況が確認できる日誌等を添付すること。

※ 導入計画に基づき、導入後の3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告すること。